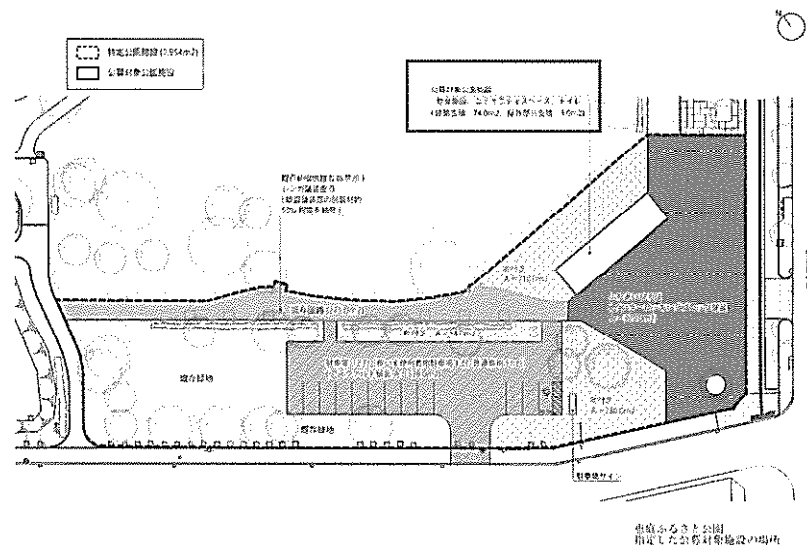


都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 6 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公募設置等計画の変更が適当である旨を認定します。

1. 認定計画提出者 株式会社 コクサク
2. 認定日 令和 6 年 7 月 17 日
3. 認定の有効期間 令和 4 年 6 月 16 日から 20 年間
4. 指定した公募対象公園施設の場所

恵庭ふるさと公園内指定場所



5. 変更する公募設置等計画 恵庭市告示第 48 号（令和 4 年 3 月 28 日付）
6. 変更の内容 営業日、営業時間の変更（詳細別紙）

令和 6 年 7 月 17 日

恵庭市長 原 田



営業日、営業時間の変更内容

		月	火	水	木	金	土	日	祝日
		営業時間	営業時間	営業時間	営業時間	営業時間	営業時間	営業時間	営業時間
4月～ 10月	現行	9時～20時	休	9時～20時	9時～20時	9時～20時	9時～20時	9時～18時30分	9時～20時
	変更後	9時～19時	休	9時～19時 隔週休	9時～19時	9時～20時	9時～20時	9時～18時	9時～18時
11月	現行	9時～20時	休	9時～20時	9時～20時	9時～20時	9時～20時	9時～18時30分	9時～20時
	変更後	10時～16時	休	休	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時
12月～ 3月	現行	9時～19時	休	9時～19時	9時～19時	9時～20時	9時～20時	9時～18時30分	9時～19時
	変更後	10時～16時	休	休	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時